

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定に基づき特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を次の1のとおり指定し、並びに同法第4条第1項の規定に基づき時間及び区域の区分ごとの規制基準を次の2のとおり定め、令和5年6月16日から実施する。

令和5年6月16日

見附市長 稲田 亮

1. 規制する地域

区域の区分	指 定 地 域
第2種区域	第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
第4種区域	工業地域
備 考	指定地域及び区域の区分を示す図面は、別図のとおりである。 なお、関係図面は、添付省略し、見附市都市環境課に備え置いて縦覧に供する。

## 2. 規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間	朝 夕	夜 間
第2種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

備 考

1 都市計画法の用途地域は原則として表1の区分で指定する。  
また、用途地域の定めのない地域で指定をする必要があると認める地域は、その用途地域の区分に当てはめて指定する。

2 昼間、朝、夕及び夜間とは、次に掲げる時間をいう。

(1) 昼間 第2種区域にあつては午前8時から午後6時まで、第3種区域及び第4種区域にあつては午前8時から午後8時まで

(2) 朝 午前6時から午前8時まで

(3) 夕 第2種区域にあつては午後6時から午後9時まで、第3種区域及び第4種区域にあつては午後8時から午後10時まで

(4) 夜間 第2種区域にあつては午後9時から翌日の午前6時まで、第3種区域及び第4種区域にあつては午後10時から翌日の午前6時まで

ただし、第3種区域又は第4種区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、この表の当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所
- (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの
- (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園